

Agui

2024
4/1

No.1326



英比小の中庭がリニューアル



主な内容

- ②ページ 簡易型自動録音機(録音チュー)の配布対象世帯を拡大します
- ③ページ 帯状疱疹(たいじょうほうしん)に対する予防接種費用の助成を始めます
- ④ページ 春の全国交通安全運動

広報あぐい

特殊詐欺被害の防止に有効！

簡易型自動録音機(録音チュー)の配布対象世帯を拡大します！

町では、特殊詐欺を未然に防ぐため、固定電話機に設置して使用できる「簡易型自動録音機(録音チュー)」を、「高齢者のみの世帯」の希望者に無償で配布しています。特殊詐欺被害の増加を受け、4月1日より次のとおり配布対象を拡大します。

この機器を取り付けると、受話器を持ち上げるだけで警告メッセージが再生され、その後の音声を自動で録音します。約5分間の録音ができ、録音された内容は後で聞くことができるため、内容の確認や通報時に役立ちます。

同機器は電池入りで、裏面にある両面テープをはがし、受話器に貼り付けるだけで、簡単に設置できます。大切な財産を守るため、ぜひご活用ください。

- 対象世帯 固定電話を有する65歳以上の「高齢者がいる世帯」
- 配布台数 1世帯につき1台(すでに配布した世帯は対象外)
- 配布場所 防災交通課(役場2階)
- 配布時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 申し込み方法 防災交通課窓口にある申込書類を提出してください。
※ 世帯主以外の方でも申し込みできます。
- ※ 機器に不具合が生じた場合は交換いたしますので、現品を持って防災交通課窓口にお越しください。
- 申し込み・問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48) 1111(内1209)



▲固定電話に簡単に設置できます。

特殊詐欺防止用電話機器の購入費用を補助します

深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺防止用電話機器の購入費用の一部を補助します。補助金の交付は、1世帯につき1回までです。

- 補助額 特殊詐欺防止用電話機器の購入費の2分の1、上限は5,000円まで(100円未満の端数が生じた場合は切り捨て)
- 補助対象者 町内に住所を有し、令和6年度に65歳以上となる高齢者のうち、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方
- 申請できる方
 - ▽補助対象者本人
 - ▽補助対象者の3親等以内の親族(町外在住者を含む)
 - ※ 補助対象者の日常の世話をしている居宅介護支援事業者、または居宅サービス事業者は代理申請できます。
- 対象となる機器(スマートフォンや携帯電話は対象外です)
 - ▽固定電話機に取り付け、迷惑電話の着信を自動で判別し、着信を拒否または通知するもの
 - ▽固定電話に接続するもので、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行うもの
 - ▽固定電話機で自動応答録音装置などを備え、迷惑電話への対策をするもの
 - ※ 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に掲載されている機器を対象とします。

- 申請方法
 - 次の3種類を防災交通課窓口へ提出してください。
 - (1)補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書
防災交通課窓口で配布しています。町ホームページからもダウンロードすることもできます。
 - (2)領収書の写し
 - (3)保証書の写しなど、対象となる機器であることが分かるもの(メーカー名、品番が記載されているもの。領収書に記載があれば領収書で構いません)

- 申請期限 令和7年2月28日(金)
- 問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48) 1111(内1210)



◀公益財団法人全国防犯協会連合会ホームページ



◀町ホームページ



～ 4月から新たにスタート！ ～

たいじょうほうしん

带状疱疹に対する予防接種費用の助成を始めます！

■対象者(年齢は、接種日時点) 町内に住所を有している50歳以上の方

■対象となる予防接種および助成額

町と委託契約を締結している町内医療機関で行う次のワクチンの予防接種

▽水痘ワクチン 1回当たり2,000円(1人1回まで)

▽带状疱疹ワクチン 1回当たり5,000円(1人2回まで)

※ いずれか一方の助成を受けられます。

■助成を受けるための申請手続き

▽接種を受ける前に保健センターで申請してください。(接種後の申請不可)

▽申請書は、町ホームページからダウンロードするか、保健センターで入手してください。申請後、接種時に使用する予診票を交付しますので、医療機関へ連絡したうえで接種を受けてください。

※ 接種可能な町内医療機関については、町ホームページをご覧ください。

■留意事項

▽助成額は、接種費用から差し引かれます。差し引かれた後の金額(本人負担額)を医療機関に支払ってください。

▽既に他の市町村から同様の助成を受けている場合は、対象外です。



▲町ホームページ



高齢者肺炎球菌に対する予防接種費用の助成も継続します！

■対象者(年齢は、接種日時点)

町内に住所を有している66歳以上の方(これまでに公費による高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがある方は、対象外)

■本人負担額 1回当たり2,000円(1人1回まで)

※ 接種費用のうち、2,000円を超える部分が助成額となります。

■助成を受けるための申請手続き 上記と同様に、接種を受ける前に保健センターで申請してください。

■申し込み・問い合わせ先 保健センター ☎(48)1111(内1520・1521)



▲町ホームページ

高齢者、児童・生徒などを対象に

自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助

自転車を利用する高齢者、児童・生徒などのヘルメット着用を促進し、自転車事故の被害を軽減するために、ヘルメットの購入費の一部を補助します。申請は補助対象者一人につき1回限りです。

■補助額 対象のヘルメットの購入費の2分の1(上限は2,000円)

■補助対象者

▽町内に住所を有し、令和6年度中に満65歳以上になる高齢者

▽町内に住所を有し、令和6年度中に7歳以上18歳以下である児童・生徒など

■対象のヘルメット(令和6年4月1日以降に購入した新品かつ、次のマークのシールが貼られた自転車乗車用ヘルメット)

SGマーク	JCFマーク	CEマーク ※EN1078に限る	GSマーク	CPSCマーク

※ 安全認証マークのないものは、補助金の対象ではありません。

■申請方法 次の3種類を防災交通課窓口へ提出してください。高齢者の場合は本人、児童・生徒などの場合は保護者が申請をしてください。

(1)補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

防災交通課窓口で配布しています。町ホームページからダウンロードすることもできます。

▲町ホームページ

(2)領収書の写し

申請者またはヘルメット着用者の氏名、領収日、購入店名、領収金額、購入品名の記載が必要です。

(3)ヘルメットの安全認証が確認できるもの

認証シールが確認できるヘルメットの写真、取扱説明書の写しなど。現物を持参しても構いません。

■申請期限 令和7年2月28日(金)

■申請・問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1210)



住民税非課税世帯等 価格高騰重点支援給付金(追加分・こども加算)を支給

令和5年度住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金(追加分)(1世帯につき7万円)の対象となった子育て世帯へ、給付の加算(こども加算)を支給します。

支給額は対象児童1人につき5万円です。詳しくは町ホームページをご覧ください。

■ **対象者** 令和5年度住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金(追加分)(1世帯につき7万円)の支給対象者であって、令和5年12月1日時点で対象児童を養育する世帯主

■ **対象児童** 18歳以下の児童(平成17年4月2日以降生まれの児童)

■ **対象児童別の手続き・申請方法**



▲町ホームページ

対象児童	主な手続き
・ 令和5年12月1日時点で対象者と同一世帯にいる18歳以下の児童 (平成17年4月2日以降生まれの児童)	申請は不要です。7万円給付金の支給決定後、対象と思われる世帯にお知らせを送付します。内容を確認してください。
・ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児 ・ 別世帯だが扶養している児童	申請が必要です。 申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。 申請書は子育て支援課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

■ **申請期限** 7月31日(水)

■ **申請・問い合わせ先** 子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1124)

【児童扶養手当額のお知らせ】

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などへ、生活の安定と児童の健全育成のために支給する手当です。令和6年度の児童扶養手当額は次のとおりです。

区分		令和6年4月からの月額
児童 1人のとき	全部支給	4万5,500円
	一部支給	4万5,490円～1万740円
児童 2人のとき	全部支給	5万6,250円
	一部支給	5万6,230円～1万6,120円

※ 児童3人以上の場合は、3人目から児童が1人増えるごとに最大6,450円が加算されます。

■ **問い合わせ先** 子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1130)

【障害者手当額のお知らせ】

障害者手当は、重度の障がいのある在宅の障がい者や障がい児、障がい児を監護・養育している方に支払われる手当です。令和6年度の障害者手当額は次のとおりです。

区分		令和6年4月からの月額
特別障害者手当	A級	3万5,690円
	B級	2万9,890円
	C級	2万8,840円
障害児福祉手当	A級	2万2,590円
	B級	1万6,840円
	C級	1万5,690円
経過的福祉手当	A級	2万2,590円
	B級	1万6,840円
	C級	1万5,690円
特別児童扶養手当	1級	5万5,350円
	2級	3万6,860円

■ **問い合わせ先** ▽特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当について
住民福祉課社会福祉係 ☎(48) 1111 (内1121)

▽特別児童扶養手当について
子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1130)



わたしにもできるSDGs プラスチックを分別しよう

令和5年6月からプラスチックの一括回収をはじめ、プラスチックとして排出できる品目が増えました。プラスチック製品は、燃えるごみや燃えないごみとしては出さず、週に1回のプラスチックの収集日に出してください。

プラスチック製品の一例

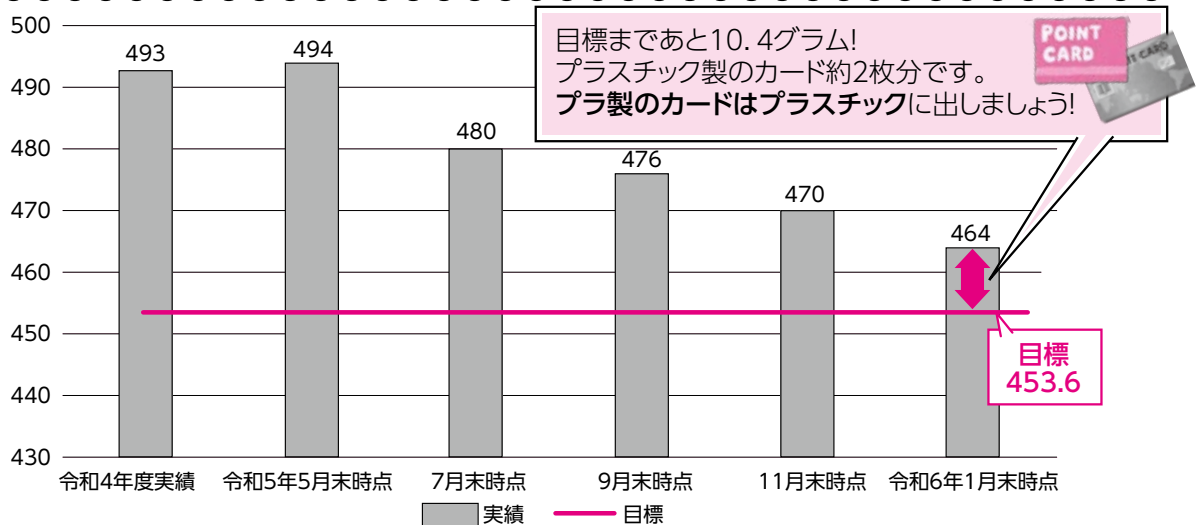


市販の中身が見える透明または半透明のビニール袋に入れて出せるようになりました。これまでどおり町指定収集袋も使えます。



- ◆大部分がプラスチックでできているものが対象です。
- ◆汚れが落ちない物は燃えるごみ、一辺が50センチメートル以上のものは粗大ごみとして出してください。
- ◆「プラスチック製容器包装(廃プラ)」と「プラスチック製品」は同じ袋に混ぜていても構いません。

1人1日当たりの家庭系ごみの量 令和6年1月末時点 464グラム



皆さんの協力により、ごみの量は減少傾向にあります。目標の453.6グラムまで、あと10.4グラムの減量が必要です。引き続き、ごみの減量に協力してください。

生ごみ堆肥化装置を購入した方に補助金を交付します

家庭の台所などから排出される生ごみの減量化と有効利用を図るため、町内在住で生ごみの堆肥化装置の購入費用の一部を補助します。詳細は町ホームページをご確認ください。

補助対象と補助金額

一世帯につき容器は2基まで、キエー口と処理機は1基までです。過去に補助を受けた世帯も一定の条件を満たせば、再度補助を受けることができます。

種類	補助金額(1基につき)	補助限度額
コンポスト容器	2分の1	6,000円
EM容器	2分の1	6,000円
キエー口	3分の2	10,000円
処理機	2分の1	20,000円



▲町ホームページ(補助金について)

申請・問い合わせ先 建設環境課環境係 ☎(48)1111(内1211・1212)



刈草・^{せん}剪定枝を資源として回収をします

刈草・^{せん}剪定枝の資源化(堆肥化・チップ化)を進め、燃えるごみの削減を図るため、刈草・^{せん}剪定枝を資源として回収します。刈草・^{せん}剪定枝が多く発生する季節を迎えますので、ぜひご利用ください。

■実施日時

- ▽4～11月の第2・第4日曜日(10月は第1・第4日曜日)
- ▽12月～令和7年3月の第4日曜日(1月は第2日曜日)
- 全ての日程で午前8時30分～正午(雨天決行)

■場所

学校給食センター職員駐車場
(大字卯坂字桜ヶ丘196-1)

■受け入れ対象

家庭や地区の清掃活動などで発生した刈草・^{せん}剪定枝
■持ち込み方法 長さ60センチメートル、太さ5センチメートル以内にして持ち込んでください。作業員が立ち会いますので、直接ごみ収集車に入れてください。運搬に使用した袋やひもを取り除いてから入れてください。

■注意事項

事業活動によるものや野菜くず、花類、毒性のある植物、特定外来種などは対象外です。ゴミステーションに出す場合は、従来どおり指定可燃ごみ収集袋(大)を巻きつけて、燃えるごみとして出してください。
 個人の方で、複数回にわたって大量に持ち込む方については、業者でないか確認のため、氏名や住所を聞くことがあります。

■問い合わせ先 建設環境課環境係 ☎(48)1111(1211・1212)

■回収場所地図



～臨床心理士による親と子どもの心理相談～

「ラポール!相談室」をご利用ください

保健センターでは、令和5年4月より子どもを持つ保護者のための臨床心理士による相談日を設けています。4月～6月の相談日のお知らせです。環境の変化に伴い起こりやすい子育ての悩み、子どもの発達の悩みなどを気軽にご相談ください。7月以降については、広報などでお知らせします

■対象 町内在住の小学生までの子どもとその保護者

■日時 ▽第1回 4月25日(木)①午後1時～、②午後2時15分～
 ▽第2回 5月23日(木)①午後1時～、②午後2時15分～
 ▽第3回 6月27日(木)①午後1時～、②午後2時15分～
 ※ 完全予約制で、相談時間は約1時間です。

■場所 保健センター

■定員 各回2人(組)

※ 1枠につき1人(組)です。定員になり次第申し込みを締め切ります。

■当日の持ち物 母子健康手帳

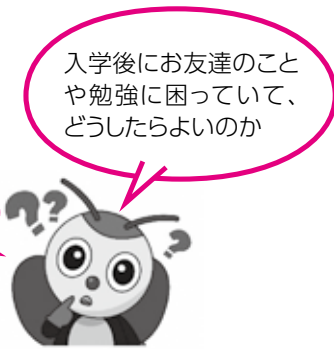
■料金 無料

■申し込み方法 いずれかの方法で申し込んでください。

- ①電話または保健センター窓口による申し込み：相談内容を確認後、予約の可否をお伝えします。
- ②メールによる申し込み：メールの件名を「ラポール!相談室希望」とし、本文に保護者と子どもの氏名、生年月日、連絡先(電話番号)と相談内容を入力の上、送信してください。内容を確認後、予約の可否を返信します。
 ※ 相談内容により、別の相談窓口を案内する場合があります。
 ※ 子育て支援センターが開設する「すくすく相談日」を利用したことがある方は除きます。

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎(48)1111(内1520・1521)、電子メール kenko-yoyaku@town.agui.lg.jp



令和6年度 国民年金保険料が変わります

国民年金とは

20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。加入者は、3つの種別に区分され、それぞれ保険料の納付方法や届出先が異なります。

種別	対象者	納付方法	届出先
第1号被保険者	自営業者、農林漁業者、学生など	全額自分で納付 (日本年金機構から送付される納付書による現金納付のほかに、口座振替納付やクレジットカード納付もあります)	役場 住民福祉課医療年金係
第2号被保険者	会社員、公務員など (厚生年金加入者)	給料から天引きされた本人負担分と事業主負担分を合わせて勤務先が納付	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	自身で保険料を納める必要はありません	第2号被保険者の勤務先

令和6年度の国民年金第1号被保険者の保険料は
月額 1万6,980円です (令和5年度から460円引き上げ)

■ 前納制度

国民年金の保険料は翌月末が納期限となっていますが、まとめて前払いすると割り引きになる前納制度があります。納付方法や前納の種類は次のとおりです。

種類	納付書	口座振替	クレジットカード
翌月末振替(割り引きなし)	○	○	○
当月末振替(早割)	×	○	×
6カ月前納	○	○	○
1年前納	○	○	○
2年前納	○	○	○

■ 免除・学生納付特例制度

所得の少ない方や学生の方で、保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。免除または猶予が承認されると、未納の場合と違い、受給資格期間に算入されます。ただし、制度ごとに所得制限などがあるので、承認されないこともあります。

■ 問い合わせ先

- ▽半田年金事務所国民年金課 ☎(21)2375
- ▽住民福祉課医療年金係 ☎(48)1111(内1116)

種類	納付額	年金反映額
全額免除	0円	全額納めた場合の8分の4
4分の3免除	4,250円	全額納めた場合の8分の5
半額免除	8,490円	全額納めた場合の8分の6
4分の1免除	1万2,740円	全額納めた場合の8分の7
納付猶予・学生納付特例	0円	年金額に反映されません

※ 年金反映額は平成21年4月以後の期間である場合



後期高齢者医療保険料率など改定のお知らせ

■ 問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 ☎(48)1111(内1116)

保険料率算定の考え方

令和6年度および令和7年度に必要な医療給付費やその他費用の見込額から、国・県・市町村が負担する公費負担分として約5割と若年世代からの後期高齢者支援金として約4割を差引いたものが、保険料として徴収する賦課総額となります。それを、所得割総額と被保険者均等割総額に案分して保険料率を算定します。また、国の政令改正に合わせて保険料賦課限度額を改定します。これにより、所得割率が抑制されて中間所得者の負担軽減が図られています。

令和6・7年度後期高齢者医療制度の保険料改定内容

保険料率・賦課限度額の改定内容

①保険料率の改定

保険料	年度	保険料率
均等割額	令和4・5年度	49,398円
	令和6・7年度	53,438円
所得割率	令和4・5年度	9.57%
	令和6・7年度	11.13%※1

②保険料賦課限度額の改定

令和4・5年度限度額：66万円 ⇒ 令和6・7年度限度額：80万円※2

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。

$$\text{保険料額(年額)} \text{ (賦課限度額80万円※2)} = \text{均等割額} \text{ 53,438円} + \text{所得割額} \text{ (所得金額-基礎控除額43万円※3)×11.13\%}$$

※1 所得101万円(旧ただし書き所得58万円)以下の場合：10.40%(令和6年度のみ)

※2 令和6年度に新たに75歳に到達する方を除き、令和6年度の賦課限度額は73万円

※3 基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円を超えると異なります。

保険料の軽減について

均等割額の軽減について

軽減割合	世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯(変更なし)
5割軽減	43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯(拡大※4)
2割軽減	43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯(拡大※4)

▽当該世帯の世帯主・その世帯に属する全ての被保険者の中に給与所得者等が2人以上いる場合は、給与所得者等の人数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

▽給与所得者等とは、給与所得を有する方(給与収入55万円を超える方)または、公的年金等に係る所得を有する方(65歳未満→当該公的年金等の収入金額が60万円を超える方、65歳以上→当該公的年金等の収入金額が125万円を超える方)をいいます。

※4 令和5年度と比べ対象を拡大しました。

(参考：令和5年度)5割軽減：43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯
2割軽減：43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯



■ **職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減**

これまで職場の健康保険などの被扶養者であった方(元被扶養者)は、保険料の被保険者均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。なお、所得割額は、すべての被扶養者の方について当面の間かかりません。

■ **令和6・7年度保険料率改定における所得別モデルケース**

例1：夫婦世帯 夫：年金収入300万円 妻：年金収入80万円

	所得額	令和5年度	令和6年度	令和5→6年度増加額	増加率	令和7年度	令和6→7年度増加額	増加率	軽減
夫	190万円	19万円	21万7,000円	2万7,000円	14.2%	21万7,000円	0円	0%	なし
妻	0円	4万9,300円	5万3,400円	4,100円	8.3%	5万3,400円	0円	0%	なし

例2：夫婦世帯 夫：年金収入200万円 妻：年金収入80万円

	所得額	令和5年度	令和6年度	令和5→6年度増加額	増加率	令和7年度	令和6→7年度増加額	増加率	軽減
夫	90万円	6万9,600円	7万5,500円	5,900円	8.5%	7万9,000円	3,500円	4.6%	5割
妻	0円	2万4,600円	2万6,700円	2,100円	8.5%	2万6,700円	0円	0%	5割

例3：単身世帯 本人：年金収入200万円

	所得額	令和5年度	令和6年度	令和5→6年度増加額	増加率	令和7年度	令和6→7年度増加額	増加率	軽減
本人	90万円	8万4,400円	9万1,600円	7,200円	8.5%	9万5,000円	3,400円	3.7%	2割

■ **保険料の納め方**

《特別徴収》 年金額(特別徴収対象の年金)が年間18万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方は、年金から天引きされます。年度の途中で転入、75歳になった方などは、一定期間特別徴収となりません。

《普通徴収》 □座振替や納付書で個別に納付していただきます。

保険料の納付月(☆が納付月)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	☆		☆		☆		☆		☆		☆	
普通徴収				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	

■ **保険料の納付方法の選択**

年金から天引きの「特別徴収」に替えて、口座振替による「普通徴収」を選択することができます。希望する方は、納付方法変更の申請と口座振替の手続きが必要です。

※ 社会保険料控除の適用になる方は、振替口座の名義人です。

■ **口座振替の手続き**

預貯金通帳(口座番号がわかるもの)、通帳の届出印、保険証を持参の上、金融機関または住民福祉課医療年金係の窓口で手続きをしてください。

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内

被保険者の健康保持・増進を目的に、協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。助成は4月1日～翌年3月31日の1年間で、全保養所合わせて最大4泊までです。

■ **協定保養所名(場所)と電話番号**

- ▽すいとぴあ江南(江南市) ☎0587(53)5555【予約専用番号】
- ▽おんたけ休暇村セントラル・ロッジ(長野県王滝村) ☎0264(48)2111
- ▽豊田市百年草(豊田市) ☎0565(62)0100
- ▽サンヒルズ三河湾(蒲郡市) ☎0533(68)4696
- ▽あいち健康の森プラザホテル(東浦町) ☎0562(82)0211

■ **利用方法**

予約時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日に保養所の窓口で、後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所にて交付)を提示して押印を受けてください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

※ 保険証は必ずお持ちください。マイナンバーカードは使用できません。

※ 各保養所の開館状況の確認や宿泊予約につきましては、直接各保養所にご連絡ください。

■ **問い合わせ先**

愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎052(955)1205



令和6年度 固定資産税・都市計画税について

【固定資産税】
 毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

【都市計画税】
 都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税です。原則、市街化区域内に所在する土地、家屋が対象で固定資産税と合わせて納める税金です。

税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{軽減税額}$$

▽課税標準額…固定資産評価額(特例措置の適用により評価額より低くなる場合があります)

▽税率…固定資産税1.4パーセント、都市計画税0.3パーセント

▽免税点…市町村の区域内に同一人が所有する固定資産の課税標準額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合には、課税されません。

住宅用地の課税標準額・新築住宅の減額措置について

住宅用地とは、住宅の敷地として利用されている土地で、専用住宅や併用住宅の敷地です。

新築住宅の減額措置の対象は、専用住宅や併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上)で、床面積が50平方メートル(一戸建以外の貸家住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下の家屋です。

(1)住宅用地は、土地の課税標準の特例措置が設けられています。(表1)

(2)宅地などの課税標準額が、評価替えによって税負担が急増しないよう調整措置をしています。(表2)

※ 負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{[現年度評価額} \times \text{住宅用地特例率]}}$$

(3)新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。(表3)

表1 土地の課税標準の特例率

区分	特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200平方メートル以下の部分の住宅用地)	6分の1	3分の1
一般住宅用地 (200平方メートルを超える部分の住宅用地)	3分の1	3分の2

表2 負担調整措置の区分表

負担水準	課税標準額
100パーセント以上	評価額×住宅用地の特例率
100パーセント未満	① 評価額×住宅用地の特例率 (=本来の課税標準額) ② 前年度課税標準額+本来の課税標準額×5パーセント ①、②のうち、低い方を該当年度の課税標準額とします。

表3 新築住宅の減額

減額される範囲	対象税額	減額率	対象住宅	減額期間
住宅部分の床面積が120平方メートル以下	全額	2分の1	一般住宅	3年度分
			認定長期優良住宅	5年度分
住宅部分の床面積が120平方メートル超	120平方メートル相当額		3階以上の中高層耐火住宅	5年度分
			認定長期優良住宅	7年度分



令和6年度税額の計算例

市街化区域に180平方メートルの住宅用地(評価額1,200万円)を所有し、床面積110平方メートルの住宅(評価額900万円)を令和5年に新築した場合(前年度課税標準額などは表4のとおり)

(1) 令和6年度固定資産税課税標準額と軽減税額

【土地】 負担水準が100パーセント未満なので、評価額に表1の特例率(6分の1)を乗じ、表2の下段算定式で計算します。

課税標準額は

$$180万円 + (1,200万円 \times 1/6 \times 5\%) = 190万円$$

【家屋】 課税標準額は評価額と同額の900万円です。床面積が120平方メートル以下のため、全額が2分の1の減額措置の対象となります(表3を参照)。

軽減税額は

$$900万円 \times 1.4\% \times 1/2 = 6万3,000円$$

(2) 令和6年度都市計画税課税標準額

【土地】 負担水準が100パーセント以上なので、評価額に表1の特例率(3分の1)を乗じ、表2の上段算定式で計算します。

課税標準額は1,200万円 \times 1/3 = 400万円

【家屋】 評価額 = 課税標準額です。

課税標準額は900万円

したがって、年税額は表5のとおりです。

表4

前年度固定資産税課税標準額	180万円
固定資産税の負担水準	90パーセント
前年度都市計画税課税標準額	400万円
都市計画税の負担水準	100パーセント

表5

区分		固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地①	190万円	400万円
	家屋②	900万円	900万円
	合計③(①+②) (1,000円未満切り捨て)	1,090万円	1,300万円
税率④		1.4パーセント	0.3パーセント
算出税額⑤(③ \times ④)		15万2,600円	3万9,000円
軽減税額⑥		6万3,000円	-
年税額⑦(⑤-⑥) (100円未満切り捨て)		8万9,600円	3万9,000円
年税額		12万8,600円	

固定資産価格の縦覧などを行います

土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者)が、町内のほかの土地・家屋との価格(評価額)の比較ができるように、令和6年度の土地・家屋の価格などが登録されている「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧します。

■ 期間 4月1日(月)～30日(火)(土曜日・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

■ 場所 税務課窓口

■ 手数料 無料

■ 縦覧の対象 ∇ 土地の所有者は、土地の所在、地番、地目、地積、価格が記載された「土地価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
 ∇ 家屋の所有者は、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格が記載された「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。

■ 必要なもの ∇ 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

∇ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の納税者本人に関する部分は、いつでも閲覧できます。借地人・借家人なども閲覧できます。

■ 期間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分

■ 場所 税務課窓口

■ 手数料 200円 ※ 縦覧期間内(4月1日～30日)は無料

■ 必要なもの ∇ 納税者本人であることが確認できるもの(運転免許証など)

∇ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)

※ 借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要です。

審査の申し出

自己所有の固定資産の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。審査申出期間は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間です。(ただし、令和6年度に新しく登録された価格に限ります)

■ 問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48) 1111(内1109・1110)



町民の皆さんの話題やニュースを紹介

AGUI WATCHING

それぞれの未来へ向かって

3月に町内の幼稚園・保育園で卒園式、小中学校で卒業式がありました。3月6日に行われた阿久比中学校の卒業式では、校長から卒業生一人一人に卒業証書が授与されました。校長や町長などからお祝いと激励の言葉が送られた後、在校生代表からの送辞を受け、卒業生代表が答辞を読み上げました。中学校での3年間の思い出を振り返りながら先生や同級生、巡り会えたすべての方への感謝の気持ちを述べ「私たち284名は、明日から翼を広げ、それぞれの群青の未来へ、強くはばたいていくことを約束します」と誓い、新たな一步を踏み出しました。

ほくぶ幼稚園の卒園式は3月15日に、小学校の卒業式は3月19日に行われ、子どもたちは4月から始まる新しい学校生活への希望を胸に、それぞれの未来へ向かって巣立っていきました。



卒業生入場



卒業証書授与



卒業生答辞



お世話になった方や恩師との記念撮影



ほくぶ幼稚園卒園式

おめでとうございます
おめでとう
おめでとう



草木小学校卒業式

カラフルな世界に包まれて

英比保育園の年長児が、日本福祉大学の江村和彦先生と保育士を目指すゼミ生と、アグスポ(スポーツ村交流センター)多目的体育室で交流しました。園児たちはゼミ生からビニール製のリボンやマントのプレゼントを受け取った後、色とりどりのビニール袋をつなぎ合わせた巨大なバルーンの登場に歓声を上げました。皆で持ち上げたり、扇風機で空気を入れたバルーンの中に入ったりして幻想的な空間で楽しく遊びました。

2/21
(水)



▲ バルーンの中で遊ぶ園児たち



阿久比町制70周年記念

2/25
(日)



▲ 被災地の現状や経験について話す国崎さん

命を守る方法を学ぶ

阿久比町制70周年記念「防災講演会」がアグピアホール(中央公民館多目的ホール)で行われました。講師を務めた危機管理教育研究所の国崎信江さんは自身の経験を踏まえ、「命を守るためには、まず家の耐震性を高めることが大切」と呼びかけました。100円グッズを使った安全対策や無理なくできる食料備蓄法などの紹介もあり、参加した約200人は熱心に耳を傾けていました。参加者は「大変勉強になった。家に戻ったら非常食の補充や家具転倒防止などを改めて見直したい」と話しました。

水泳ができる環境に感謝して

第46回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会(3月27日~30日、東京都で開催)に出場する松浦舞依さん(東部小5年)が町長を表敬訪問しました。松浦さんは大会に向け、「水泳ができることへの感謝を忘れず、ベストタイムを更新できるように粘り強く挑みたい」と話しました。

2/19
(月)



▲ 町長と歓談する松浦さん

2/26
(月)



▲ 町長を表敬訪問した森崎さん(右)

これからもサッカーとともに

第102回全国高校サッカー選手権大会(令和5年12月28日~1月8日に開催)に静岡県代表として出場した森崎澄晴さん(静岡学園高3年)が町長を表敬訪問しました。今後の目標について森崎さんは「大学生になっても仲間を大切に、個人としての技術も磨いていきたい」と話しました。

スポーツができる喜びを胸に

阿久比町スポーツ少年団卒団式がアグピアホール(中央公民館多目的ホール)で行われました。野球、サッカー、バスケットボールのチームから卒団する約40人を代表し、阿東パワーズの山田航平さんは「感謝の気持ちを忘れず、これからもスポーツを通じて知り合った仲間と一緒に頑張っていきたい」と謝辞を述べました。

3/2
(土)



▲ 謝辞を述べる山田さん

3/3
(日)



▲ 放水訓練の様子

防災意識を高めて

阿久比町消防団観閲式がスポーツ村第2駐車場で
行われ、消防団員による分列行進など、日ごろの訓練の
成果が披露されました。放水訓練では、空に向かって4
本の放水がされると、会場からは歓声が上がっていま
した。優良消防団員の表彰もあり、防災への意識を高
める時間となりました。

華やかなひな飾り 一堂に集う

あるある講座クラブ主催のわくわくコラボ事業「お
雛さまと吊るし飾り展」が、勤労福祉センター（エス
ペランス丸山）で開催されました。期間中は琴の演奏など
のイベントも行われ、延べ2,000人を超える方が来場。
「昔、自分で飾ったことを思い出して懐かしい」「作ら
れた時代によって表情が違うね」などと話しながら、会場
いっぱい並べられたひな飾りを満喫していました。

2/24 ~ 3/3
(土) (日)



▲ 段飾りを眺める来場者

3/5・6
(火) (水)



▲ 級友とお祝い給食を味わう英比小児童

思い出と一緒に「おいしい」を

町内小学校の6年生に向けて「お祝い給食」が振る舞
われ、児童は特別なメニューを級友とともに味わいま
した。3月5日は、ごはん、牛乳、のっぺい汁、メンチカツ、
焼きそば、れんこんチップス、パイナップル・リンゴ・オ
レンジ、愛知県産赤しそふりかけ、エクレアと三色団子
から選べるデザートもあり、6年生の教室では元気な
「おかわり」の音がたくさん聞こえました。

選挙へのイメージはしっかりと

選挙を身近に感じてもらおうと阿久比町選挙管理委
員会が阿久比高校で出前講座と模擬投票を行いました。
模擬投票を終えた生徒は「投票は思っていたよりも
スムーズにできた。今回の学習を通じて、選挙へのイ
メージが明確になったので、実際に投票所へ行ける日
が待ち遠しい」と話しました。

3/8
(金)



▲ 会場で一票を投じる生徒



「その日」に備える防災

No.21

防災行政無線の放送が聞こえにくい！～放送内容の確認方法～

防災行政無線とは、緊急情報などを町内に設置の子局スピーカーから音声やサイレンで屋外にいる方に伝達する設備です。無線の伝播範囲は、半径250メートル～350メートルですが、高低差などの地理的要件、風向きなどの気象条件に加え、お住まいの家屋の遮音性に大きく左右されます。今回は、放送が聞き取りにくい場合に、内容を確認する方法を紹介します。

※ 各地区が独自で放送している場合（地区主催の行事連絡など）は、今回紹介した方法では内容を確認することができません。その場合は、各地区へ直接ご確認ください。

◇阿久比町防災・行政アプリ「アグナビ」(Lifevision)

町からの各種情報をプッシュ型で通知する防災・行政アプリです。役場から放送された防災行政無線の放送内容を、アプリ内の「お知らせ」から確認できます。

アグナビをダウンロードするには、右記二次元コードを読み取るか、アプリストアで「ライフビジョン」と検索してください。



ライフビジョン

検索



iPhone用



Android用



◇電話応答システム

ご自宅の電話機や携帯電話・スマートフォンから、**☎0569-48-7030**へ電話すると、役場から放送された内容が再生されます。

◇阿久比町ホームページ

町ホームページの防災→「防災行政無線放送内容」から、放送内容を確認できます。また、過去の放送内容も確認することができます。

◇町公式X(旧Twitter)

阿久比町公式アカウント(@agui_machi)では、防災行政無線で放送された内容が自動的に配信されます。ぜひご自身のアカウントで阿久比町をフォローしてください。

◇登録制配信メール「安心・防災ねっと」

事前にご自身のメールアドレスを登録しておく、そのメールアドレスに放送内容が配信されます。登録方法など詳細は町ホームページをご確認ください。



Make Your Imagination Come True

パートナーシップで創る阿久比の未来

「住民税1%町民予算枠制度」公開事業報告会

～あなたが想う「みんなでつくる協働のまちづくり」のヒントがきっと見つかります～

町民提案や町民活動を支援する仕組み「住民税1%町民予算枠制度」を利用して、実際に行われた事業の報告を聞き、自らの想いをカタチにしませんか。

※ 今回の報告会は、令和5年度実施事業が対象です。

- **日時** 4月25日(木)午後6時～午後7時30分
- **会場** アグピアホール(中央公民館多目的ホール)
- **内容**
 - ▽わくわくアイデア事業2事業 提案者表彰
 - ▽わくわくコラボ事業8事業 団体からの事業報告
 - ▽審査委員の講評

■ **傍聴** 事前の申し込みは不要で、どなたでもご来場いただけます。

■ **問い合わせ先** 政策協働課協働推進係 ☎(48) 1111(内1311)



犬の飼い主の皆さんへ ~犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください~

狂犬病予防法では、飼い犬を必ず登録し、年1回の狂犬病予防注射(4月~6月)を受けることが定められています。令和6年度の狂犬病予防注射を下表のとおり行います。登録済みの場合は、予防注射のみ受けてください。未登録犬の飼い主や、生後91日以上犬を新たに飼い始めた方は、登録と予防注射を受けてください。

集合注射に出掛けられないときは、必ずかかりつけの動物病院などで予防注射を受けてください。

料金

- ▽予防注射 1頭3,500円
(注射料金2,950円、注射済票交付手数料550円)
- ▽新規登録 1頭3,000円
- ※ 当日は釣り銭のないようお願いいたします。

集合注射会場へ出掛ける際は

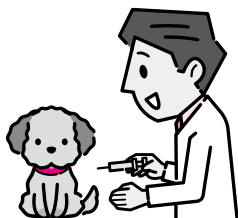
- ▽首輪が抜けないように十分注意してください。
- ▽予防注射通知書(はがき)にある問診票を記入して、必ず会場に持参してください。
- ▽動物病院などで注射を受けるときも、予防注射通知書(はがき)を持参してください。

飼い方のマナー

- ▽動物を好きな方もいれば、苦手な方もいます。知らない間に近所の方に迷惑をかけているかもしれません。マナーを守って飼育してください。
- ▽犬の散歩では、ふんの後始末は責任を持って行ってください。
- ▽放し飼いは、愛知県の条例で禁止されています。他の人をかんだりする事故が起こらないよう、犬はリードにつないで飼いましょう。

問い合わせ先

建設環境課環境係
☎(48)1111(内1211・1212)



狂犬病予防集合注射の日時、会場

日にち	受付時間	会場
4月13日(土)	午前9時20分~午前9時50分	オアシスセンター
	午前10時~午前10時20分	宮津山田集会所
	午前10時35分~午前10時55分	北原天満宮駐車場
	午前11時10分~午前11時45分	草木公民館
4月25日(木)	午前9時20分~午前9時50分	町立図書館駐車場
	午前10時~午前10時10分	阿久比団地南風公園
	午前10時20分~午前10時30分	福住園高台東公園
	午前10時40分~午前11時	宮津公民館
	午前11時15分~午前11時25分	高岡老人憩の家
	午後1時~午後1時20分	高根台集会所
	午後1時30分~午後1時40分	福住老人憩の家
	午後1時50分~午後2時5分	陽なたの丘集会所
5月8日(水)	午後2時20分~午後2時35分	丸山公園武道場前
	午前9時20分~午前9時40分	宮津山田集会所
	午前9時50分~午前10時5分	板山公民館
	午前10時15分~午前10時30分	白沢台中央公園
	午前10時45分~午前11時15分	草木公民館
	午後1時~午後1時10分	横松公民館
	午後1時25分~午後1時35分	大古根公民館
	午後1時45分~午後2時	植公民館
	午後2時10分~午後2時20分	矢口公民館



汲み取り式のトイレを使用している方へ ~し尿汲み取りには、し尿汲取券が必要です~

- ▽し尿汲取券は、18リットル分で1枚120円、仮設トイレの場合は9リットル分で1枚120円です。一覧表にある阿久比町し尿汲取券取扱所で購入してください。
- ▽汲み取り日にはあらかじめ、し尿汲取券に申込者の印を押し、作業終了後、し尿汲み取り業者(町委託業者)に渡してください。
- ▽現金でのし尿汲み取りはできません。

■し尿汲み取りの申し込み方法

- ▽阿久比町し尿汲取券取扱所で申し込みください。
- ▽月曜日～水曜日の汲み取りは前週の金曜日までに、木曜日～金曜日の汲み取りはその週の火曜日までに申し込みください。
- ▽汲み取り日には、し尿汲取券と清掃用の水(バケツ2杯～3杯)を必ず用意してください。作業しやすいように、汲み取り口と通路の整理整頓をお願いします。
- ▽冠婚葬祭や雨水が入るなど急に汲み取りが必要になったときは、直接し尿汲み取り業者に申し込みください。
【し尿汲み取り業者】(株)アグメント ☎(48)3594

■令和6年度し尿汲み取り計画

地区	汲み取り日(予定)
横松・萩・宮津	毎月第2・第4木曜日と金曜日
板山・福住・白沢・坂部・卯之山	毎月第2・第4月曜日、火曜日、水曜日
草木	毎月第1・第3木曜日と金曜日
阿久比団地	毎月第4月曜日、火曜日、水曜日
阿久比・棕岡・矢口・高岡・植・大古根	毎月第1・第3月曜日、火曜日、水曜日

※ 年末年始(12月30日～1月3日)は汲み取りできません。

■令和6年度阿久比町し尿汲取券取扱所一覧表

(4月1日現在・敬称略)

地区	取扱所店名など	代表者
横 松	(有)光電	水野慎一
宮 津	田中屋	田中俊充
板 山	(有)マルショー商会	榊原武雄
福 住	サンフローラ	竹内進
白 沢	字東豊石山	榊原富子
	白沢区民館	佐藤文子
草 木	榊源商店	竹内銓
卯之山	お茶の川一	川口宗一
阿久比	字北下川(阿久比神社)	吉松靖子
棕 岡	(有)マルカ櫻屋商店	榊原和宏
高 岡	カントリー	榊野秀明
植	早川水道株式会社	早川祐太
大古根	美芳洋装店	新美久美子
役場建設環境課(庁舎2階)でも販売しています。		

■問い合わせ先

建設環境課環境係 ☎(48)1111(内1211・1212)

合併処理浄化槽設置補助金を交付します

合併処理浄化槽は、し尿と生活排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。町では、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用している方が、合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。

■補助金限度額

人槽区分など	限度額
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
単独処理浄化槽の撤去工事	9万円
汲み取り便槽の撤去工事	9万円
宅内配管工事	30万円

〈令和5年度からの変更点〉

- ▽宅内配管工事を補助対象に追加

■申請方法

申請書類を建設環境課(役場2階)に提出してください。様式や詳細は町ホームページに掲載しています。内容をよくご確認の上、申請をお願いします。

■申請・問い合わせ先

建設環境課環境係 ☎(48)1111(内1211・1212)



▲町ホームページ



4月号 あなたの健康をサポート！

町内在勤の理学療法士が介護予防や健康維持に役立つ体操をお届け

健康の維持は毎日の運動から。継続して体を動かすことが大切です。自宅でできる簡単な体操を毎月1回、ご紹介いたします。介護予防や健康維持に役立ててください。

■協力 阿久比リハビリネットワーク 介護老人保健施設メディコ阿久比 介護予防認定理学療法士 榊原和真さん
 ■問い合わせ先 地域包括支援センター ☎(48) 1111 (内1127・1128)

太ももの後ろの筋肉をストレッチしよう

太ももの後ろの筋肉をハムストリングスと言います。この筋肉が硬くなると、骨盤の動きが制限され、腰痛や膝が曲がりやすくなり膝の痛みの原因になることがあります。

体が硬くなっていないか時々チェックしてみましょう。右の写真のように、指先が床につかない人は要注意です。

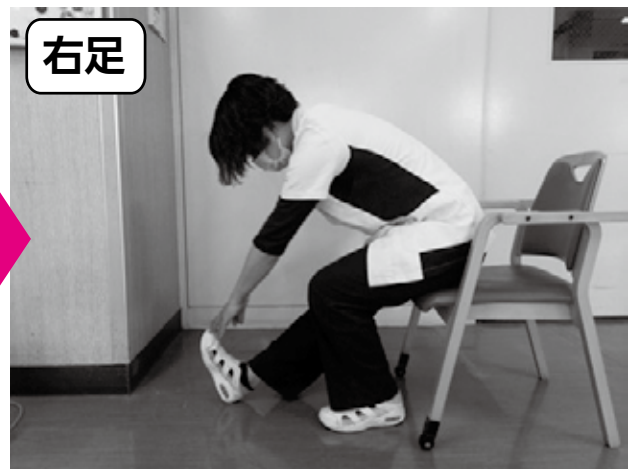
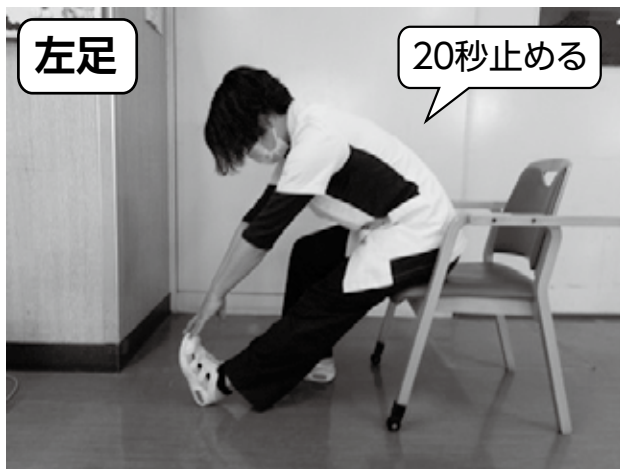


腰や膝に過度の負担がかかります

椅子に座ってできるストレッチ

椅子に浅く腰掛けます。

足先に向かってゆっくりと体を前に倒していきます。太ももの後ろが伸びていることを確認し、痛みが出ないところで20秒ほど止めます。呼吸は止めないようにしましょう。



足の裏や太ももの裏にしびれが出る場合は中止してください。

20秒ずつ左右2回行いましょう。

体はすぐに硬くなってしまいます

仕事や運動で筋肉を動かした後や、デスクワークや立ち仕事などで長時間同じ姿勢をとっていると筋肉はすぐに硬くなります。寝ている時間が長い人も同様です。定期的にストレッチをする時間を作り、ケガや痛みの予防をしましょう。

体操をしたら、右の表に○を付けましょう。毎日続けることが大切です。

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
○→															
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30



阿久比町のオアシス 文化の泉

■ **展示期間** 4月5日(金)～17日(水)の役場開庁時間
 ■ **展示場所** 役場1階ロビー (広報掲載作品と実際の展示作品が異なる場合があります)

もえ かい
萌の会



原 真知子さん「あけび」



輪竹せつみさん「ポピー」



笹原志津子さん「富士山周辺」

町内で活躍する皆さんの力作を募集しています。

- **応募方法** 掲載を希望する作品などを中央公民館本館窓口まで持参してください。(選考は社会教育課で行います)
- **応募・問い合わせ先** 社会教育課公民館係 ☎(48)1111(内1501)

文学講座の受講生募集

大河ドラマに登場した紫式部の時代とは、どのような時代だったのでしょうか。
『源氏物語』の内容に触れながら、考えてみましょう。

- **実施日** 5月～令和7年2月の第3金曜日(全8回)
※ 6・7月のみ第2金曜日。8・11月はありません。
- **時間** 午後1時30分～午後3時30分
- **定員** 30人(定員になり次第締め切ります)
- **内容** 『源氏物語』が生まれた時代
- **講師** 福岡猛志さん(日本福祉大学名誉教授)
- **会場** 図書館
- **対象** 一般成人
- **受講料** 無料
- **持ち物** 筆記用具
- **申込期限** 4月16日(火)
- **申し込み方法**

図書館カウンターや町ホームページにある申込書に記入し、持参またはFAXで申し込んでください(受け付けは開館時間内)。電子メールで申し込む場合は件名を「文学講座申し込み」とし、本文に①住所②氏名(ふりがな)③連絡先(本人と確実に連絡がとれる連絡先・電話番号)を入力して送信してください。

- **申し込み・問い合わせ先** 図書館 ☎(48)6231 FAX(48)2733 電子メール tosho@town.agui.lg.jp



▲町ホームページ



性の多様性について考えてみませんか

性のありかたはグラデーションです

「LGBT」という言葉を、日常生活のいろいろな場面で耳にするようになりました。性的少数者(セクシャル・マイノリティ)を表す言葉としてよく使われますが、全ての性的少数者が、LGBTに当てはまるわけではありません。LGBTの他にも、さまざまな性の形があります。

最近では、「SOGI(ソジ)」という言葉も知られるようになりました。性を構成する4つの要素のうち、「性的指向」(Sexual Orientation)と「性自認」(Gender Identity)を合わせた言葉であり、全ての人がそれぞれのSOGIを持っています。

LGBT

- L【レズビアン】……女性を好きになる女性
- G【ゲイ】……男性を好きになる男性
- B【バイセクシュアル】……両方の性を好きになる人
- T【トランスジェンダー】……身体の性と心の性が異なる人

SOGI

「性的指向(好きになる性)」(Sexual Orientation)と「性自認(心の性)」(Gender Identity)

多様な性を尊重することが大切です

性は独立した4つの要素で成り立っていて、その組み合わせで、さまざまな性のありかたが形作られています。

性の4つの要素

- 生物学的性(からだの性)……どのようなからだの特徴があるか
- 性自認(こころの性)……自分の性をどのように認識しているか
(男性、女性、どちらでもない、分からないなど)
- 性的指向(好きになる性)……恋愛感情や性的関心がどの性に向くか、または向かないか
- 性表現(表現する性)……服装やふるまい、言葉づかいなどで自分をどのように表現するか

自身の性についてさまざまな悩みを抱えている方が、皆さんの家庭や学校、職場などにもいるかもしれません。多様な性のありかたについて正しい知識を持ち、一人一人の個性を尊重することで、誰もが自分らしく生きていくことのできる社会を目指しましょう。

■**問い合わせ先** 社会教育課社会教育係 ☎(48)1111(内1517)

住宅用地球温暖化対策設備を新設する方に補助金を交付

～一部の単体導入も補助対象となりました～

町では、地球温暖化防止策の一環として、次の対象システムを設置する方へ補助金を交付しています。**必ず設置前に申請してください。**

- 対象** 町内の住宅に新たに次の対象システムを設置する方で、町税を滞納していない方
- 対象設備と補助金額**

対象設備	補助金額(上限)
定置用リチウムイオン蓄電システム	15万円
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	1万円
一体的導入 住宅用太陽光発電施設+定置用リチウムイオン蓄電システム+ 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	20万円

〈令和5年度からの変更点〉

- ▽定置用リチウムイオン蓄電システムと家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の単体導入を補助対象に追加
- ▽定置用リチウムイオン蓄電システムの補助金額を引き上げ

- 受付開始日** 4月1日(月)(先着順。申請額が予算に達し次第受付を終了)
- 申請方法**

申請書類を建設環境課(役場2階)に提出してください。申請書類は建設環境課窓口で配布しています。町ホームページからダウンロードもできます。

- 申請・問い合わせ先**
建設環境課環境係 ☎(48)1111(内1211・1212)



▲町ホームページ



お知らせ information

「はたるの幼虫観察会」を開催

ヘイケボタルの幼虫が水中で幻想的な光を放つ姿を、職員の説明を聞きながら観察できます。

■日時 4月11日(木)・12日(金)
午後6時30分～午後8時(雨天決行)

■場所 ふれあいの森ホテル養殖場・観察室

■問い合わせ先
建設環境課環境係
☎(48)1111(内1211・1212)

「ホテルボランティア」を募集

町では「自然と人間の共生 ホテルを守ろう」を合言葉に、心豊かなふるさとづくりに取り組んでいます。ふれあいの森と東部小学校ではヘイケボタルの養殖飼育をしていますが、エサである巻貝類の確保に苦労しています。

自然やホテルに興味のある方をはじめ、少しでも協力していただける方は、ホテルボランティアに応募してください。平日昼間の活動が主となります。

■活動内容
▽ホテルの飼育活動補助
▽巻貝類の調査、確保
▽そのほか活動の援助など

■応募・問い合わせ先
建設環境課環境係
☎(48)1111(内1211・1212)

元気アップ教室(白沢区民館)のご案内

みんなで楽しく運動する体操教室です。いつまでもいきいきと元気に過ごすために月に1回の運動に参加しませんか。申し込みは不要です。ご都合の良い日にご参加ください。

■対象者 65歳以上の方

■開催日
▽4月18日(木)
▽5月28日(火)
▽6月25日(火)
▽7月23日(火)
▽8月29日(木)
▽9月24日(火)

■時間 午前10時～午前11時30分(希望者には開始15分前に血圧測定を行います)

■場所 白沢区民館

■持ち物 飲み物、タオル

■講師 理学療法士

■その他
▽動きやすい服装で参加してください。
▽体調に不安がある方は、かかりつけ医と相談の上参加してください。
▽駐車場の数に限りがあるため、会場へは徒歩または乗り合わせにご協力ください。

■問い合わせ先
地域包括支援センター
☎(48)1111(内1127・1128)



▲会場案内図

都市計画の案を縦覧します

「卯坂中部地区」の都市計画の暫定用途地域を解消することを目的とした、用途地域の変更、地区計画の決定に関する都市計画の案を次のとおり縦覧します。

■名称(内容)
▽知多都市計画用途地域の変更
▽知多都市計画卯坂中部地区計画

■縦覧期間 4月16日(火)～30日(火)(閉庁日を除く)

■縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

■縦覧場所 建設環境課
※ 都市計画の案について意見のある場合、阿久比町の住民および利害関係人は、縦覧期間中に町に対して意見書を提出することができます。
※ 提出された意見については、その要旨を審議の判断資料として、都市計画審議会に提出します。

■問い合わせ先
建設環境課まちづくり推進係
☎(48)1111(内1213・1214)

令和6年度東部知多衛生組合一般会計予算

2市2町(阿久比町、大府市、豊明市、東浦町)で構成している東部知多衛生組合の令和6年度一般会計予算は、次のとおりです。

阿久比町の令和6年度負担金は、3億1,482万2,000円です。

一般会計

▽歳入

科目	金額
分担金及び負担金	26億1,954万2,000円
使用料及び手数料	2億3,467万円
財産収入	1,907万5,000円
繰越金	1,000万円
諸収入	1億6,147万3,000円
歳入合計	30億4,476万円

▽歳出

科目	金額
議会費	49万9,000円
総務費	5,724万8,000円
衛生費	19億9,585万8,000円
公債費	9億8,115万5,000円
予備費	1,000万円
歳出合計	30億4,476万円

■問い合わせ先 東部知多衛生組合 ☎0562(46)8855



お知らせ information



健康とお得をゲット! アグピー健康マイレージ

「健診を受ける」「食事や運動などの生活習慣に気を付ける」など、自分で決めた健康づくりに取り組み、ポイントを貯めると、特典と交換できます。アプリを使ってポイントを貯めることもできます。

■**対象者** 阿久比町に在住の、20歳以上の方

■参加方法

【ポイントカードで参加する場合】
カードを12月27日までに保健センターまたは役場総合窓口で受け取ってください。(町ホームページからもダウンロードできます)

【アプリで参加する場合】

①各アプリストアで「あいち健康プラス」を検索し、ダウンロードしてください。



▲iPhone



▲Android

②画面に従って、アプリを設定。自治体版「阿久比町」を選択し、必要事項を入力します。

③設置が完了したら、ポイントが貯められます。

※ Android向けアプリでは、別途「GoogleFitアプリ」のインストールが必要です。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



◀県ホームページ

■ポイントについて

▽ポイントを貯められる期間は、令和7年2月28日(金)までです。
▽ポイントが貯まったら、保健センターで次の特典と交換できます。

- ・県内の協力店でサービスを受けられる優待カード『MyCa(まいか)』
- ・ポイント達成者全員に参加賞
- ・先着20人に選べるプレゼント(アプリ限定プレゼントあり)

■問い合わせ先

保健センター
☎(48)1111
(内1520・1521)



4月1日スタート!! 救命講習オンライン予約 が始まります!

知多中部広域事務組合消防本部では、消防署への電話のみで対応していた救命講習の予約を、4月1日からオンライン化します。お手持ちのスマートフォンやパソコンから簡単に申し込みができます。予約後に講習の時間や場所、受講に関する必要事項についてもリマインドメッセージにてお知らせします。

オンライン予約に関するご質問などは問い合わせ先までお願いします。



スマートフォン・パソコンから申し込み



◀予約専用ページ



救命講習受講

■問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部
半田消防署救急課
☎(21)1492
電子メール kyukyu@chitachu.jp

救命講習を開催

申し込みは、先着順で、申し込みは半田消防署・各支署・出張所またはオンラインで受け付けています。

上級救命講習

- 内容** 成人に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法、外傷手当、搬送法
- 日時** 5月3日(金・祝)午前9時～午後6時
- 場所** 半田消防署
- 定員** 30人
- 申し込み・問い合わせ先**
半田消防署救急課
☎(21)1492

普通救命講習Ⅲ(e-ラーニング対応)

- 内容** 子どもに対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法
- 日時** 5月26日(日)午前10時～正午
- 場所** 阿久比町中央公民館
- 定員** 20人

■申し込み・問い合わせ先

阿久比支署救急担当
☎(47)0119

※ e-ラーニング対応は、事前に総務省消防庁が提供する「一般向け応急手当Web講習」を受講し、講習当日に受講証明書を提出またはスマートフォンの画面などを提示してください。



◀救命講習オンライン予約ホームページ

今月の納税など

固定資産税、都市計画税

全・1期分

納税期限は4月30日(火)

※ □座振替の方は、□座の残高確認をお願いします。

お知らせ

犬や猫を合わせて10頭以上飼う方の届出が義務化されます

たくさんの犬や猫を飼養して世話が追いつかなくなるなどにより、飼い主の生活状況の悪化や、鳴き声・悪臭によって近隣住民の生活環境の悪化などの問題が発生することがあります。

飼養状況を早期に把握し、犬や猫の適正な飼い方についてアドバイスなどを行い、このような事態を未然に防ぐため、「動物の愛護及び管理に関する条例」において、犬や猫を多頭飼養する場合の届出制度が4月1日より始まります。

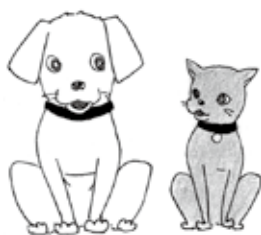
詳しくは愛知県ホームページをご覧ください。



◀県ホームページ

問い合わせ先

建設環境課環境係
☎(48)1111(内1211・1212)



自衛官を募集

種目

- ▽一般幹部候補生
- ▽一般曹候補生
- ▽自衛官候補生

試験内容

筆記・口述試験、適性・身体検査

※ 応募資格、受付期間は、種目により異なります。

※ 試験内容の詳細、試験日などについては、半田地域事務所まで問い合わせてください。

申し込み・問い合わせ先

自衛隊愛知地方協力本部
半田地域事務所
☎(21)0004



◀愛知地方協力本部ホームページ

「物流機械運転科」受講生を募集

訓練期間 7月3日(水)～12月24日(火)

選考 筆記試験、面接〔6月13日(木)〕

受講対象者 公共職業安定所(ハローワーク)の求職者で、訓練受講が必要と認められ、自動車運転免許(普通自動車以上)を取得している方

定員 20人

受講料 無料(教科書、作業服代などは負担)

応募期間 4月1日(月)～5月31日(金)

応募方法

入所願書(ハローワークで配布)に必要事項を記入し、居住地を管轄するハローワークに提出してください。

その他 説明会をポリテクセンター名古屋港で4月17日(水)、5月8日(水)、15日(水)の午前9時30分から実施します。(予約不要)

問い合わせ先

ポリテクセンター名古屋港
(名古屋市港区潮風町3番地)
☎052(381)2775

県営名古屋空港からのお知らせ

ゴールデンウィーク期間中は、空港駐車場が満車になり、駐車できない恐れがあります。空港をご利用の際は公共交通機関もご利用ください。

問い合わせ先

名古屋空港総合案内所
☎0568(28)5633(午前7時～午後9時)

今月号の表紙

英比小学校の中庭が寄付により再整備され、「スマイルガーデン」として生まれ変わりました。3月11日には、2年生と4年生の児童と一緒に遊びました。ぽかぽかと温かな初春の太陽を浴びながら、児童たちは鬼ごっこやかけっこをしたり、日向ぼっこをしたりしながら思い思いの休み時間を過ごし、新しい思い出の1ページを刻みました。

5月の相談

人権・行政・心配ごと相談

2日(木)、16日(木)
場所 中央公民館本館308号室
時間 午前9時30分～午前11時30分
※ 電話での相談も受け付けます。

無料法律相談(事前に予約が必要)

11日(土)中央公民館本館308号室
16日(木)役場1階相談室101
時間 午後1時～午後4時

問い合わせ先

住民福祉課社会福祉係
☎(48)1111(内1122)

成年後見制度巡回相談

5月2日(木)
場所 中央公民館本館308号室
時間 午後1時30分～午後4時30分
NPO法人知多地域権利擁護支援センターでは、成年後見制度巡回相談(事前に予約が必要)を毎月行っています。

問い合わせ先

知多地域権利擁護支援センター事務所(知多市福祉活動センター内)
☎0562(39)3770

若者の就職に向けた出張無料相談を開催

日時(要事前予約)

4月17日(水)午前10時～正午

場所 役場2階相談室202

対象者 15～49歳までの無業状態の若者やその保護者

申し込み・問い合わせ先

ちた地域若者サポートステーション ☎(89)7947
電子メール chitasapo@icds.jp



◀ちた地域若者サポートステーションホームページ

編集後記

「春眠暁を覚えず」は、孟浩然の有名な言葉で「春の夜は眠り心地が良く、朝が来たことに気づかず寝過ぎてしまう」という意味だそうですが、春は入学式やお花見、お祭りなどとイベントが多い季節。全力で楽しむために、時には体を休めて体力を温存することも大切かなと思います。睡眠は健康の要です。この4月から新たな生活が始まる皆さんも、しっかりと休息をとり、心躍る素敵な春を迎えられますように。

春の全国交通安全運動 4月6日(土)～15日(月)

ヘルメット かぶって守ろう 命とルール

新年度は新たな生活をスタートする新入学児童を始め、学生や社会人などによる不慣れな交通環境での交通事故の発生が心配されます。過ごしやすい季節となり、外出する機会が増えることから、人や車の動きが活発になるなど交通事故の危険性も高まります。

春の全国交通安全運動として、下記の運動重点に沿った運動が全国で展開されます。

皆さん一人一人が交通ルールと交通マナーをしっかりと守り、交通事故の防止に努めてください。

運動重点

- 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者の優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボードなど利用時のヘルメット着用と交通ルール順守

歩行者は安全な横断を心掛けましょう

県内で歩行中に死傷された方のうち、35.8パーセント(令和5年中)が横断歩道横断中に事故に遭っています。

歩行者は、信号を守る、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する、斜め横断をしないなど交通ルールを守ることが大切です。横断時には、ドライバーと意思疎通を図る「ハンド・アップ運動」を実践しましょう。



▲交通安全教室の様子



▲横断歩道は手を挙げましょう

ハンド・アップ運動

【歩行者は…】

- ★左右を確認、ハンド・アップをして横断する意思を伝えましょう。
- ★横断中も車が来ていないか確認しましょう。
- ★停止したドライバーに感謝の気持ちを伝えましょう。

命を守るヘルメットを着用しましょう

令和5年4月1日から、改正道路交通法により自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務になりました。

自転車乗用中の交通事故での死者のうち、約7割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメット非着用の致死率は着用時の1.7倍になります。大切な命を守るため、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用しましょう。

自転車利用者は、万が一に備えて、自転車損害賠償責任保険などにも加入しましょう。

■問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)

阿久比町
マスコットキャラクター



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。

- ホテル飛びかう、豊かな自然を守ります。
- 歴史と伝統を守り、教養を高めます。
- スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
- オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
- ボランティア活動に、すすんで参加します。

■発行/阿久比町(〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町 大字卯坂字殿越50 ☎0569(48)1111)

編集/総務部政策協働課

■阿久比町ホームページ <https://www.town.agui.lg.jp/>
資源を大切に!この用紙は再生紙を使用しています。



人口と世帯



世帯数	11,060 (-9)	2月中の異動	
人口	28,251人(-54)	出生	11 転入 35
男	13,988人(-34)	死亡	34 転出 66
女	14,263人(-20)		

()は前月との増減数 令和6年3月1日現在



目の不自由な方が広報あぐいを利用できるよう声の広報ボランティア「あいうえお」がCDに音訳録音しています。録音したCDを利用希望者へ無料で送付しています。利用希望者は、下記までご連絡ください。

■問い合わせ先 町社会福祉協議会・ボランティアセンター ☎(48)1111(内1523)